選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

玉東町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 玉東町 候補者氏名 選挙

(II)

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合(ハイヤー方式)

	契約の相手方の住所及び氏名	契 約 内 容	
契約年月日	(法人にあたっては所在地、)	運送契約 運送契約	備考
	名称及び代表者の氏名	期間金額	
年		月日	
'		から 円	
月日		月日	

2 1に掲げる場合以外の場合(個別方式)

項目区分	契約年月	日	契約の相手方の住所及び氏名 法人にあっては所在地、 名称及び代表者の氏名	契 借入; 期間;		内 容 契約金額	備考
自動車の借入れ	月	年日		月 月	日 から 日	円.	
運転手の	月	年日		月月	日 から 日	P	
雇用	月	年日		月月	日 から 日	P	
燃料代	月	年日				円(※見込額)	単価 1 L 当り 円
<i>3</i> 6.441 \	月	年日				円(※見込額)	単価 1 L 当り 円

- 1 この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」に あっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に単価契約を記載してください。(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には契約の見込額を記載して差し支えありません。)

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

玉東町選挙管理委員会委員長 様

 年
 月
 日執行
 玉東町
 選挙

 候補者氏名
 印

記

契約年月日	∃	契約の相手方の住所及び氏名 (法人にあたっては所在地、) 名称及び代表者の氏名	型 作成契約 枚 数	内 容 作成契約 金 額	備考
	年日		枚	円	
	年日		枚	円	
	年日		枚	円	

備 考 : この届出書には、契約書の写しを添付してください。

ポスター作成契約届出書

次のとおりポスター作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

玉東町選挙管理委員会委員長 様

 年
 月
 日執行
 玉東町
 選挙

 候補者氏名
 印

記

契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名 (法人にあたっては所在地、 名称及び代表者の氏名	型 作成契約 枚 数	内 容 作成契約 金 額	備考
月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	
月 日		枚	円	

備考: この届出書には、契約書の写しを添付してください。

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、玉東町議会議員及び玉東町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

								•	. •	
=	玉東町選挙管理委	5員会	委員長 様							
				年	月	日執行	玉東町			選挙
						候補者氏名				(II)
1	契約年月日		年	月	日					
2	契約の相手方	住所	(所在地)							
		氏名								
		(名称及び	が代表者の氏名)						
3	燃料の供給を受	受けるi	選挙運動用	自動車	の自動	車登録番号				
4	確認申請金額					円 (のの金	≩額)			

区 分	購入金額(※1)	左のうち確認済又は 確認申請金額(※2)
前回までの累算金額 (a)	н	円
今回の購入金額 (b)	円	◎ 円
燃料代計(a)+(b)	円	円
備考		

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から玉東町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受ける ためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選 挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。
- 5 ※1の欄は、公費負担であると否とを問わずすべての燃料代について、※2の欄は、そのうち の公費負担として確認されまたは確認申請した金額について記載してください。
- 6 上記のすべての金額は、消費税を含んだ金額を記載してください。

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラの作成枚数につき、玉東町議会議員及び玉東町長の選挙における選挙運動の公費 負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

3	玉東町選挙管理	委員会	委員長 様					
				年	月	日執行	玉東町	選挙
						候補者氏	名	
1	契約年月日		年	月	日			
2	契約の相手方	住所 氏名	(所在地)					
		(名称及で	び代表者の氏名)					
3	確認申請枚数			枚	· (© 0)欄の枚数`)	

区 分	作 成 枚 数(※1)	左のうち確認済又は 確認申請枚数(※2)
前回までの累算枚数 (a)	枚	枚
今回の枚数(b)	枚	◎ 枚
枚 数 計(a)+(b)	枚	枚
備考		

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとについて別々に候補者から玉東町選挙管理委員会に提出してください
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 ※1の欄は、公費負担であると否とを問わずすべての作成枚数について、※2の欄は、そのうちの公費負担として確認され又は確認申請した作成枚数について記載してください。

ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、玉東町議会議員及び玉東町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 11 条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

3	玉東町選挙管理	委員会	委員長	镁					
	., ,		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	年	月	日執行	玉東町	選	挙
						候補者氏名	1		D
1	契約年月日		年	月	日				
2	契約の相手方	住所 氏名	(所在地)						
		(名称及び	が代表者の氏	:名)					
3	確認申請枚数			枚	(のの	欄の枚数)			

区 分	作 成 枚 数(※1)	左のうち確認済又は 確認申請枚数 (※2)
前回までの累算枚数 (a)	枚	枚
今 回 の 枚 数(b)	枚	◎ 枚
枚 数 計(a)+(b)	枚	枚
備考		

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとについて別々に候補者から玉東町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 ※1の欄は、公費負担であると否とを問わずすべての作成枚数について、※2の欄は、そのうちの公費負担として確認され又は確認申請した作成枚数について記載してください。

確認番号第 号

自動車燃料代確認書

玉東町議会議員及び玉東町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2 号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであること を確認する。

年 月 日

玉東町選挙管理委員会 委員長

印

記

1	年	月	日執行	玉東町	選挙	
2	候補者	の氏名				
3	燃料の	供給を	受ける選挙	峰運動用 自重	動車の自動車登録番号	
4	確 認	金 額			円	

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動 用自動車使用証明書(燃料)とともにこの確認書を請求書に添付してください。なお、 公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の 供給に限られます。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、玉東町に支払を請求することはできません。

確認番号第号

ビラ作成枚数確認書

玉東町議会議員及び玉東町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

玉東町選挙管理委員会 委員長 (印)

記

1	年	月	日執行	玉東町		選挙
2	候補者の	の氏名				
3	確認	枚 数			枚	

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成 証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、玉東町に支払を請求することはできません。

確認番号第号

ポスター作成枚数確認書

玉東町議会議員及び玉東町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の 規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確 認する。

年 月 日

玉東町選挙管理委員会 委員長

(F)

記

1	年	月	日執行	玉東町	選挙
2	候補者の	の氏名			
3	確 認	松数			*/v

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成 業者は、玉東町に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

 年
 月
 日

 年
 月
 日執行
 玉東町
 選挙

 候補者氏名
 印

記

運 送 等 契 約 区 分 該当するほうの番号に ○をしてください	1	約によれ	業者 る る場合	との運送契	2	左に掲げ 以外の場 (個別	
運送事業者等の住所及び氏名 法人にあっては所在地、 名称及び代表者の氏名							
車種及び自動車登録番号		運送	等年月	月日	運	送等金額	備考
		年 年	月 月	日から 日		円	
		年 年	月月	日から 日		円	

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が玉東町に支払いを請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、 玉東町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日あたり次の金額までです。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 ------------------- 64,500円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約のものについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙 運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますの で、その指定した1台のみについて記載してください。
- 7 5 の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6 の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外 の選挙運動自動車については、玉東町に支払いを請求することはできません。

(個別方式のみ)

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

年 月 日

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日執行 玉東町

選挙

候補者氏名

印

	って	住所及び氏名 は、所在地、 者の氏名			
燃料供給年月日		燃料の供給を受けた選挙運動 用自動車の自動車登録番号	燃料供給量	燃料供給金額 (消費税を含 む)	備考
年月	日		Q	円	
年月	日		Q	円	1 L当り
年月	日		Q	円	円 税込み
年月	日		Q	円	المراجعة
年月	日		Q	円	

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者からの給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、「請求書」の用紙とともに候補から燃料供給業者に提出してください。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄 は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 燃料供給業者が玉東町に支払いを請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は玉東町に支払を請求することはできません。
- 6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

選挙運動用自動車使用証明書 (運転手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

年 月 日

 年
 月
 日執行
 玉東町
 選挙

 候補者氏名
 印

運	転	工	住所							
理	<u> </u>	手	氏名							
雇	用年	月月	1	報	酬	Ø	額		備	考
	年	月	目					円		
	年	月	日					円		
	年	月	日					円		
	年	月	日					円		
	年	月	日					円		

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 「備考」欄には選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 3 運転手が玉東町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、玉東町に支払を請求することはできません。
- 5 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 6 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるの は候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 7 候補者の指定した運転手以外の運転手は、玉東町に支払を請求することはできません。

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 玉東町 選挙

候補者氏名

印

ビラ作成 (法人にあ 及び代表	あたって	は所在	「及び氏名 地、名称	
作	成	枚	数	枚
作	成	金	額	円
備			考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が玉東町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は玉東町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数

町長選挙 5,000枚 町議会議員選挙 1,600枚

(2) 限度額 7円73銭(単価)×当該作成枚数=限度額

5 上表の「作成金額」欄には、消費税を含んだ額を記載してください。

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 玉東町

選挙

候補者氏名

印

ポスター作成業者の住所及び氏名 (法人にあたっては所在地、名称 及び代表者の氏名)	
作 成 枚 数	枚
作成金額	円
ポスター掲示場数	個所

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が玉東町に請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業 者は玉東町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数

ポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

541 円 31 銭×ポスター掲示場数+316, 250 円

ポスター掲示場数

- =単価……1円未満の端数は切上げ
- (1) 単価×確認された作成枚数= 限度額
- 5 上表の「作成金額」欄には、消費税を含んだ額を記載してください。

請求書

(選挙運動用自動車の借入れ、燃料代、運転手の報酬)

玉東町議会議員及び玉東町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

				年	月	日
玉東町長 様						
	住	所				
		人にあっては所在地)				
	丑	•				
		人にあっては				P
	<u>名</u>	称及び代表者の氏名)				
		電話番号 ()	_		
1 請求金額	¥	円				
2 内 訳	別紙請求	内訳書のとおり				
3 選 挙 名	年	月 日執行 玉東	町	選挙		
4 候補者の氏名						
5 金融機関名、	口座名及び	ドロ座番号				
	銀行		支店	普通・	□ ∴ :: :	ᄽᄨ
				一一一一 一		当
	農協		支所		X) H	— /—
口应来只	農協	※カタカナ	支所 -でご記入<			
口座番号	農協	※カタカナ 口座名義	でご記入ぐ		х) ш	
	1		でご記入ぐ		X) EI	
	1座への振	口座名義	-でご記入ぐ ださい。		X) EI	
◆ゆうちょ銀行口	1座への振	ロ座名義 込は下記へご記入く	-でご記入ぐ ださい。		X) HI	
◆ゆうちょ銀行口 ゆうちょ銀行	1座への振	口座名義 込は下記へご記入く。 通 ・ 4貯蓄 ・ 9当	-でご記入ぐ ださい。	 	X) H	1
◆ゆうちょ銀行口 ゆうちょ銀行 ロ座番号 (通	「座への振 1普 常番号) 記	口座名義 込は下記へご記入くだ 通 ・ 4貯蓄 ・ 9当	-でご記入ぐ ださい。 <u>座</u>	 	AJ HI	
◆ゆうちょ銀行口ゆうちょ銀行口座番号 (通※カタカナでご記	「座への振 1普 常番号) 記	口座名義 込は下記へご記入くだ 通 ・ 4貯蓄 ・ 9当	-でご記入ぐ ださい。 <u>座</u>	 	AJ HI	
◆ゆうちょ銀行口 ゆうちよ銀行 口座番号 (通 ※カタカナでご記 口座名義	「座への振 1普 常番号) 記	口座名義 込は下記へご記入くだ 通 ・ 4貯蓄 ・ 9当	-でご記入ぐ ださい。 <u>座</u>	 	AJ HI	
◆ゆうちょ銀行口ゆうちょ銀行口座番号※カタカナでご記口座名義6 連絡先等	1座への振 1普 常番号)記 入ください。	口座名義 込は下記へご記入くだ 通 · 4貯蓄 · 9当 3号	でご記入ぐ ださい。 <u>座</u>	 	AJ HI	
◆ゆうちょ銀行口 ゆうちょ銀行 口座番号 (通 ※カタカナでご記 口座名義 6 連絡先等 この請求書につい	1座への振 1普 常番号)記 入ください。	口座名義 込は下記へご記入く 通 ・ 4貯蓄 ・ 9当 3号 -	でご記入ぐ ださい。 <u>座</u> 番号	ください。	AJ HI	
◆ゆうちょ銀行口ゆうちょ銀行口座番号※カタカナでご記口座名義6 連絡先等	1座への振 1普 常番号)記 入ください。	口座名義 込は下記へご記入く 通 ・ 4貯蓄 ・ 9当 3号 -	でご記入ぐ ださい。 <u>座</u>	ください。	AJ HI	

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和 45 年運輸省令第 7 号)第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、玉東町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 この請求書と別紙請求内訳書は左側(長辺)を綴じ合わせてください。

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名	I		

使用年月	日	運送金額 (ア)	基 準 限 度 額 (イ)	請 求 金 額 (7)又は(イ)のいずれか 少ない方の金額	備考
年月	日	円 (×1台)	64,500 円×1 台 = 64,500 円	円	
年月	日	円 (×1台)	64,500 円×1 台 = 64,500 円	円	
年月	П	円 (×1台)	64,500 円×1 台 = 64,500 円	円	
年月	田	円 (×1台)	64,500 円×1 台 = 64,500 円	円	
年月	田	円 (×1台)	64,500 円×1 台 = 64,500 円	円	
計				円	

備考

1 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名	1	

自動車の借入れ

使用	年 月	日	借入れ金額 (ア)	基 準 限 度 額 (イ)	請 求 金 額 (7)又は(4)のいずれか 少ない方の金額	備考
年	月	П	円 (×1台)	16,100 円×1 台 = 16,100 円	円	
年	月	Ш	円 (×1台)	16,100 円×1 台 = 16,100 円	円	
年	月	Ш	円 (×1台)	16,100 円×1 台 = 16,100 円	円	
年	月	Ш	円 (×1台)	16,100 円×1 台 = 16,100 円	円	
年	月	Ш	円 (×1台)	16,100 円×1 台 = 16,100 円	円	
	計				円	

備考

1 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

燃 料 代

ww	711	1 4							
販売	年月	日		販 ラ	を 額 (ア)		基準限度額 (イ)	請求金額	備考
年	月	日	()円×() @=	円			
年	月	П	()円×() ℓ=	円			
年	月	П	()円×() ℓ=	田			
年	月	日	()円×() ℓ=	円			
年	月	日	()円×() ℓ=	円			
消費稅	計	含む				円	円	円	

- 1 「基準限度額」(計) 欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」(計)欄には、(ア)の(計)欄又は(イ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記入してください。

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名	I			

運転手

雇用年月日	報 酬 (ア)	基準限度額(イ)	請 求 金 額 (7)又は(1)のいずれか 少ない方の金額	備考
年 月 日	円	12, 500 円	円	
年 月 日	円	12, 500 円	円	
年 月 日	円	12, 500 円	円	
年 月 日	円	12, 500 円	円	
年 月 日	円	12, 500 円	円	
計			円	

備考

1 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記入してください。

請 求 書

(ビ ラ の 作 成)

玉東町議会議員及び玉東町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定 により、次の金額の支払を請求します。

		<i>(</i>)			年	月	日
玉東町長 様							
	住	所					
	(法	人にあっては所在は	也)				
	日	名					
	(法)	人にあっては					
	名	称及び代表者の氏々	名)				®
		電話番号	()	_		
1 請求金額	¥		円				
2 内 訳	別紙請求	内訳書のとお	り				
3 選 挙 名	年	月 日執行	玉東町		選挙		
4 候補者の氏名	<u></u>						
5 金融機関名、	口座名及び	ドロ座番号					
	銀行			支店	** \Z	о 4. 4.1.	N/ rdr
	銀行農協			支店 支所	普通・	貯蓄	• 当座
口应至日		*	カタカナで	支所		・ 貯蓄	- 当座
口座番号			カタカナで 座名義	支所		貯蓄	- 当座
口座番号 ◆ゆうちょ銀行	農協		座名義	支所ご記入くだ		貯蓄	・ 当座
	農協		座名義 記入くださ	支所ご記入くだ		貯蓄	- 当座
◆ゆうちょ銀行 ゆうちょ銀行	農協	ロ 込は下記へご 通 · 4貯蓄	座名義 記入くださ	支所ご記入くだ		貯蓄	- 当座
◆ゆうちょ銀行 ゆうちょ銀行 ロ座番号 (道	農協 口座への振 1普 通常番号) 記	ロ 込は下記へご 通 · 4貯蓄	座名義 記入くださ	支所で記入くだい。		貯蓄	
◆ゆうちょ銀行 ゆうちょ銀行	農協 口座への振 1普 通常番号) 記	ロ 込は下記へご 通 · 4貯蓄	座名義 記入くださ	支所で記入くだい。		貯蓄	
◆ゆうちょ銀行 ゆうちょ銀行 ロ座番号 (道 ※カタカナでご言	農協 口座への振 1普 通常番号) 記	ロ 込は下記へご 通 · 4貯蓄	座名義 記入くださ	支所で記入くだい。		貯蓄	
◆ゆうちょ銀行 ゆうちょ銀行 ロ座番号 (近 ※カタカナでご言 口座名義	農協 口座への振 1普 五常番号)記 記入ください。	ロ 込は下記へご 通 · 4貯蓄	座名義 記入くださ ・ 9当座	支所で記入くだい。		貯蓄	
◆ゆうちょ銀行 ゆうちょ銀行 ロ座番号 (近※カタカナでご言 ロ座名義 6 連絡先等	農協 口座への振 1普 五常番号)記 記入ください。	ロ 込は下記へご 通 · 4貯蓄	座名義 記入くださ ・ 9当座 ださい。	支所で記入くだい。	きい。	貯蓄	

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに 提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、玉東町に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚を(2種類の場合には各1枚)を添付してください。
- 4 この請求書と別紙請求内訳書は左側(長辺)を綴じ合わせてください。

候補者氏名		

ビラの作成

	作成金額	額		基準限度	額		備考		
単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	
(A)	(B)	$= (C)$ $(A) \times (B)$	(D)	(E)	$= (E)$ $(D) \times (E)$	(G)	(H)	$= (I)$ $(C) \times (H)$	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
円銭			7円73 銭			円銭			

- 1 (D)欄には、7円73銭を記載してあります。
- 2 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄を比較して少ない方の金額を記載してください。
- 4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄を比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 5 「単価」及び「金額」欄には、消費税を含んだ金額を記載してください。

請求 書

(ポ ス タ ー の 作 成)

玉東町議会議員及び玉東町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 11 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

							年	月	日
玉	東町長 様								
			住	所					
		. <u>-</u>	(法人に	あっては所在均	也)				
			氏	名					
			(法人にる	あっては					
			名称及(び代表者の氏々	名)				(II)
			電	話番号 ()	_		
1	請求金額	¥			円				
2	内 訳	別紙請	求内訳	書のとおり)				
3	選挙名	年	月	日執行	玉東町		逞	建 学	
4	候補者の氏名	ı							
5	金融機関名、	口座名及	及び口唇	座番号					
		銀行			支店	:	普通 •	贮 萎	- 当座
		農協			支所	:	9地。	以田	

銀行	支店	│ · · · · 普通 · · · 貯蓄 · · · 当座
農協	支所	自地·別番· 当座
口座番号	※カタカナでご記入	ください。
口座留写 	口座名義	

◆ゆうちょ銀行口座への振込は下記へご記入ください。

ゆうちょ	银行	1普通 •	4貯蓄	•	9当四	莝						
<u>口座番号</u>	(通常	潘号)記号					番号				1	
※カタカナ	でご記ノ	しください。										
口座名義												

6 連絡先等

この請求書についての連絡先をご記入ください。									
電話番号	()	事務担当者名						

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の 期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、玉東町に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書と別紙請求内訳書は左側(長辺)を綴じ合わせてください。

候補者氏名

ポスターの作成

ポス	作	成	金額	基準	限	度額	請	求	金	額
か クー掲 示場数	単 価 (A)	枚数 (B)	金 額 (A)×(B) =(C)	単 価 (D)	枚数 (E)	金額 (D)×(E) =(F)	単 価 (G)	枚数 (H)	金 名 (G)×(F =(I)	預 備考
個所	PI	枚	PI	H	枚	円	PI	枚		H

備考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄 に記載されたポスター掲示場数を記入してあります。
- 2 (D)欄には、次より算出した額を記載してあります。

541 円 31 銭×ポスター掲示場数+316, 250 円

ポスター掲示場数

- ※ 1円未満の端数は切上げ
- 3 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してあります。
- 4 (G)欄には、(A)欄と(D)欄を比較して少ない方の金額を記載してください。
- 5 (H)欄には、(B)欄と(E)欄を比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 6 「単価」及び「金額」欄には、消費税を含んだ金額を記載してください。